

令和8年10月1日から 屋外広告物許可申請手数料が変わります

受益者負担の適正化の観点から、茨城県手数料徴収条例に合わせて、屋外広告物許可申請手数料の一部を次のとおり改定いたします。

令和8年10月1日以降は、改定後の手数料に基づき納付をお願いします。

No.	広告の種類	単位	単位手数料(円)	
			改定前	改定後
1	はり紙、ポスター	1件につき50枚までごとに	300	450
2	はり札	1件につき10枚までごとに	500	750
3	立看板	1枚	300	300
4	広告板	1枚につき3平方メートルまでごとに	750	1,100
5	広告塔	1枚につき3平方メートルまでごとに	750	1,100
6	アーチ	1基につき3平方メートルまでごとに	900	1,300
7	電柱巻立広告	1枚	300	300
8	電柱塗装広告	1枚	300	300
9	電柱袖付広告	1枚	300	300
10	広告幕	1枚	650	650
11	つり下げ看板	1枚	450	450
12	標識広告	1枚	300	300
13	照明広告	1基につき3平方メートルまでごとに	800	1,200
14	電光ニュース、 ビジュアルボード	1基	6,000	6,000
15	アドバルーン	1個	1,700	1,800
16	近隣店舗等案内広告	1枚につき2平方メートルまでごとに	800	850
17	車体利用広告	1枚につき3平方メートルまでごとに	650	750
18	広告旗	1枚	350	350
19	店頭装飾	1基	1,500	1,500
20	置広告	1基	700	700
21	横断幕	1枚	650	650

日立市 都市建設部 都市政策課
〒317-8601 茨城県日立市助川町1-1-1
TEL:0294-22-3111(内線261)
FAX:0294-21-7750
E-mail:toshiseisaku@city.hitachi.lg.jp